

酒類輸出
ハンドブック
ーコロンビアー

2022年 6月

ジェトロ・ボゴタ事務所

Contents

I. 酒類の輸入・販売にかかわる諸税.....	3
II. 輸入時の規制.....	4
III. 販売時の規制.....	5

I. 酒類の輸入・販売にかかわる諸税

コロンビアでの酒類の輸入・販売には、輸入関税と付加価値税が課されます。

現在の関税、その他税金の税率は以下のとおりです。税率は変わる可能性がありますので、輸出に際してはジェトロへ最新の税率をお問い合わせください。

1. 関税分類（HS コード）および関税率

日本酒（2206.00.00.00） 15%

焼酎（2208.90.90.00） 15%

2. 付加価値税（VAT）

日本酒

-食前酒および類似品で、摂氏 20 度でアルコール分 2.5%～15%… 5%

-その他のもの…19%

焼酎

-食前酒および類似品で、摂氏 20 度でアルコール分 2.5%～15%… 5%

-その他のもので、摂氏 20 度でアルコール分 15%以下…19%

-その他のもので、摂氏 20 度でアルコール分 15%以上…5%

II. 輸入時の規制

酒類の輸入にあたっては、事前に医薬食料品監督庁（INVIMA）で衛生登録を行う必要があります。登録の手続きは通常輸入者が行いますが、製造者は次の書類を用意するよう求められます。

1. ブランドが申請者の名前で登録されていること、または申請者がブランドの登録を申請し、手続きが進行中であることを表明する書類。
2. ブランド使用承認書。
3. 製造者が、ロット番号を識別する方法に関する情報。
4. 製造者が輸入者に対し、コロンビアにおいて当該商品を輸入および流通することを認める書類。
5. 製造者が衛生登録の所有者でない場合は、製造者が登録の所有権の譲渡を承認することを表明する書類
6. 自由販売証明書。
7. 製造工程、組成、分析手法、分析証明書（管轄省庁発行）
8. 公文書には外務省のアポステイーユ
9. 公文書には公認翻訳者によるスペイン語訳を添付

III. 販売時の規制

1. ラベル表示規制

アルコール飲料のラベルには以下の項目の表示が義務付けられています（2012 年法令 1686 号第 46 条）。また、輸入通関時に商品に貼り付けられていなければなりません。

- 商品名
- 製造者名
- 輸入者名
- 衛生登録番号
- 容量（ml, litro などを小文字で表示）
- アルコール分

また次の文言を表示することも義務付けられています（1994 年法律 124 号、1986 年法律 30 号）。

- Prohibase el expendio de bebidas embriagantes a menores de edad（未成年者への酒類販売を禁止する）。
- El Exceso de Alcohol es Perjudicial para la Salud（アルコール飲料の過剰な摂取は健康を害する）。この予防的文言は、表示位置はボトルの前面でラベル領域の 10 分の 1 以上を占め、読みやすいフォントおよび大きさでなければなりません。

ジェトロ・ボゴタ事務所



+57-601-321-6385/86



info-bogota@jetro.go.jp



Calle 77 #7-44 Of. 603